第三十二条第一項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三　所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）附則第五十九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第七条の規定による改正前の租税特別措置法第四十八条の規定

第三十二条の二第七項中「第十一条第一項第二十五号」を「第十一条第一項第二十七号」に改める。

第三十三条の四第三項、第三十三条の五第一項、第三十五条第二項及び第三項、第三十六条第十五項、第三十七条第七項、第三十七条の二第二項並びに第三十七条の三第四項中「第十一項」を「第十三項」に、「第十五項」を「第十七項」に改める。

第三十八条の四第十項第三号イ中「第百四条第十一項」を「第百四条第十二項」に改め、同号ロ中「第百十一条」を「第百十一条第三項」に改め、同条第十三項中「第六十二条の三第四項第三号及び第四号」を「第六十二条の三第四項第四号及び第五号」に改め、同条第十四項中「第六十二条の三第四項第五号」を「第六十二条の三第四項第六号」に改め、同条第十五項及び第十六項を削り、同条第十七項を同条第十五項とし、同条第十八項を同条第十六項とし、同条第十九項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第二条第一項第四号」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律第二条第一項第十号」に、「マンション建替事業」を「マンション再生事業」に、「同項第七号」を「同項第十四号」に、「施行再建マンション」を「再生後マンション」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第二十項を同条第十八項とし、同条第二十一項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第四条第二項第六号」に、「マンションの再生等の円滑化に関する法律第一項第九号」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律第一項第十号」に、「マンション等売却事業に係るマンション（同法第二条第一項第一号」に、「決議特定要除却認定マンション」を「マンションをいう。以下この項において同じ。）」に、「土地」を「土地又は同法第二条第一項第二十三号に規定する売却敷地」に改め、「同法第二条第一項第一号に規定する」を削り、同項を同条第十九項とし、同条第二十二項を同条第二十項とし、同条第二十三項から第三十二項までを二項ずつ繰り上げ、同条第三十三項第四号中「第三十五項」を「第三十三項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第三十四項を同条第三十二項とし、同条第三十五項中「第三十三項第一号」を「第三十一項第一号」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第三十六項中「第六十二条の三第八項」を「第六十二条の三第九項」に、「第三十三項」を「第三十一項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十七項中「第六十二条の三第九項」を「第六十二条の三第十項」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十八項中「第六十二条の三第十項」を「第六十二条の三第十一項」に、「同条第十項」を「同条第十一項」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第三十九項を同条第三十七項とし、同条第四十項中「第六十二条の三第十項」を「第六十二条の三第十一項」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第四十一項中「第六十二条の三第十項」を「第六十二条の三第十一項」に、「同条第十項」を「同条第十一項」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第四十二項中「第六十二条の三第九項」を「第六十二条の三第十項」を同条第四十項とし、同条第四十三項中「第六十二条の三第十一項」を「第六十二条の三第十二項」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第四十四項中「同条第九項」を「同条第十項」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条第四十五項中「第九項」を「第十項」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第四十六項中「第十九項又は第二十一項」を「第十七項又は第十九項」に改め、同項を同条第四十四項とする。

第三十八条の五第二十四項中「前条第三十九項」を「前条第三十七項」に改め、同条第二十五項中「前条第四十一項」を「前条第三十九項」に、「第六十二条の三第十項」を「第六十二条の三第十一項」に改める。

第三十九条の二第二項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第七条第二号」に、「施行マンション」を「再生前マンション」に、「同項第十九号」を「同法第二条第一項第三十五号」に、「とする」を「並びに再建敷地（同法第二条第一項第十三号に規定する再建敷地をいう。第五項において同じ。）の敷地共有持分等（同法第五条第二項第二号に規定する敷地共有持分等をいう。第五項において同じ。）とする」に改め、同条第五項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「第二条第一項第六号」を「第七条第二号」に、「施行マンション」を「再生前マンション」に改め、「価額（」の下に「当該権利変換計画に記載された権利が当該法人の有する再建敷地の敷地共有持分等である場合（以下この項において「マンション再建の場合」という。）には、当該再建敷地の敷地共有持分等に対応して取得する同法第二条第一項第十四号に規定する再生後マンションに係る敷地利用権の価額の概算額（以下この項において「再建後敷地利用権の概算額」という。）が当該再生後マンションに関する権利の価額の概算額と当該再建後敷地利用権の概算額との合計額のうちに占める割合を、当該敷地共有持分等の価額に乗じて計算した金額。」を加え、「同条第一項第七号」を「同法第二条第一項第十四号」に、「施行再建マンション」を「再生後マンション」に改め、「概算額（」の下に「マンション再建の場合には、当該再建後敷地利用権の概算額。」を加え、「異なる場合に」を「異なるとき」に改め、同条第十一項第一号中「第百十一条」を「第百十一条第三項」に改め、同項第二号中「第百十八条の二十五の三第三項」を「第百十八条の二十五の二第三項」に改める。

第三十九条の五第十二項中「景観整備機構」を「景観整備推進法人」に改め、同条第二十六項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「者又は」を「者若しくは」に、「の有する同法第二条第一項第六号」を「（以下この項においてこれらの者を「申出人等」という。）の有する同法第七条第二号」に、「施行マンション」を「再生前マンション又は申出人等の有していた滅失したマンション（同法第二条第一項第一号に規定するマンションをいう。）」に、「受ける」を「受け、又は受けていた」に、「マンション建替事業」を「マンション再生事業」に改める。

第三十九条の七第二十九項第一号中「第一号」を「第二号」に改め、「（同欄のハに掲げる区域内にあるものに限る。）」を削り、「下欄に掲げる資産」の下に「（同欄のハに掲げる区域内にあるものに限る。）」を加え、「百分の七十」を「百分の六十」に改める。

第三十九条の十三の二第一項中「第十一項」を「第十三項」に、「第十五項」を「第十七項」に、「同条第六項」を「同条第八項」に、「同条第八項」を「同条第十項」に改め、同条第三十三項第二号イ及びロ中「同条第六項」を「同条第八項」に、「同条第八項」を「同条第十項」に改める。

第三十九条の十三の三第三項第二号イ及びロ中「同条第六項」を「同条第八項」に、「同条第十項」を「同条第十項」に改める。

第三十九条の十四の三第六項中「当該事業年度の収入金額が零である場合にあつては、第二号に掲げる要件」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該事業年度の収入金額が零である場合にあつては第一号に掲げる要件に該当することを要せず、当該事業年度終了の時における貸借対照表（これに準ずるものを含む。以下この節及び次節において同じ。）に計上されている総資産の帳簿価額が零である場合にあつては第二号に掲げる要件に該当することを要しない。

第三十九条の十四の三第六項第二号中「（これに準ずるものを含む。以下この節及び次節において同じ。）」を削り、同条第八項中「、第六号に掲げる要件を」を「第六号に掲げる要件を、当該事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額が零である場合にあつては第七号に掲げる要件を、それぞれ」に改め、同条第九項第一号中「、ハに掲げる要件を」を「ハに掲げる要件を、当該事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額が零である場合にあつてはニに掲げる要件を、それぞれ」に改め、同項第二号中「、ロに掲げる要件を」を「ロに掲げる要件を、当該事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額が零である場合にあつてはハに掲げる要件を、それぞれ」に改め、同項第三号中「、トに掲げる要件を」を「トに掲げる要件を、当該事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額が零である場合にあつてはチに掲げる要件を、それぞれ」に改め、同条第十一項中「同条第六項第九号」を「同条第八項第九号」に改める。